

# 移住・定住促進のための圏域内金融機関との連携協定について (住宅ローンの金利優遇0.1%以上)

総務委員会資料  
令和元年7月26日提出

## 嘉飯圏域定住自立圏（飯塚市・嘉麻市・桂川町）連携事業

### 1 目的

嘉飯圏域の活性化を図るため、社会人口を増加に転じさせる移住促進及び居住者の定住促進施策を推進し、市外からの転入意欲の促進（呼び込み）と市内居住者の住宅取得による定着化を推進する

### 2 対象となる住宅

- 新築又は中古で取得する住宅
- 既に所有している住宅でリフォームをする住宅

### 3 対象者の条件

- 嘉飯圏域に定住する意思を持つこと
- 対象となる住宅に居住し、嘉飯圏域の住民基本台帳に記録されていること（予定も含む）
- 本人及び同一の世帯に属する人が市（町）税を滞納していないこと
- 本人及び同一の世帯に属する人が暴力団員等でないこと

### 4 優遇措置の内容

- 住宅ローンの金利優遇0.1%以上
- 金利以外の優遇措置は各金融機関が任意で実施

### 5 連携に参加される金融機関

- 嘉飯圏域に本店・支店がある金融機関
  - ・福岡銀行
  - ・西日本シティ銀行
  - ・飯塚信用金庫
  - ・福岡嘉穂農業協同組合
  - ・北九州銀行
  - ・福岡中央銀行
  - ・横浜幸銀信用組合
  - ・福岡県信用組合（旧福岡県中央信用組合）

### 6 その他

- 嘉飯圏域定住自立圏の取組の一環として実施  
ただし、個別に協定を締結する
  - ・飯塚市⇄各金融機関
  - ・嘉麻市⇄各金融機関
  - ・桂川町⇄各金融機関
- 任意優遇措置について  
各金融機関との任意優遇措置については、横並びになることを求めるものではなく、リフォームローン、教育ローン等の優遇措置は任意で取組みを実施。

# 移住・定住促進のための住宅金融支援機構との事業締結について (フラット35の金利優遇 当初5年間 年△0.25%)

総務委員会資料  
令和元年7月26日提出

## 1 目的

嘉飯圏域の活性化を図るため、社会人口を増加に転じさせる移住促進及び居住者の定住促進施策を推進し、市外からの転入意欲の促進（呼び込み）と市内居住者の住宅取得による定着化を推進する

本市で実施している住宅補助事業（飯塚市戸建て中古住宅取得補助金事業）の更なる利用促進を図り、嘉飯圏域内での住宅取得を後押しする。

## 2 対象となる事業

### ●住宅金融支援機構

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型

- ①若年子育て世帯による住宅取得
- ②UIJターンによる住宅取得

## 3 対象者の条件

### ●本市の住宅補助事業（※）の該当者

※ 飯塚市戸建て中古住宅取得補助金事業  
ただし、下記条件のいずれかを満たすこと

- ①若年子育て世帯  
補助申請者が40歳未満かつ中学生以下の子がある世帯
- ②UIJターン  
飯塚市外から飯塚市へ移転する場合（補助申請時点から起算して過去2年以内に移転した場合を含む。）

## 4 優遇措置の内容

- 当初5年間 年△0.25%の金利優遇措置

## 5 その他

- 九州における他市の実施状況（平成30年度）

### 福岡県

福岡県・北九州市・福岡市・大牟田市・八女市  
宗像市

### 佐賀県

佐賀県・唐津市・多久市・伊万里市・武雄市・小城市  
嬉野市・基山町・みやき町

### 長崎県

佐世保市・諫早市・東彼杵町

### 熊本県

山鹿市・玉東町

### 大分県

大分市・由布市・国東市

### 宮崎県

都城市・西都市・木城町・都農町・日之影町

### 鹿児島県

薩摩川内市・日置市・曾於市・霧島市・さつま町  
大崎町・東串良町